

「化学物質と環境に関する政策対話」準備会で
いただいた御意見及びその対応

平成24年8月29日

メンバーからの御意見	対応
実施計画全般についての御意見	
<p>SAICM国内実施計画で取り扱う多くの項目を限られた時間の中で網羅的に扱うことはできず、現在行われている化学物質の政策をSAICMの枠組みに当てはめるだけに終わってしまうことを危惧する。シックハウス、VOC、殺虫剤、農薬の空中散布等、現在の化学物質に関する法規制において、規制の隙間が生じているため十分に対応できていない問題などについてSAICMの枠組みの中で取り組むように記載すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3章2. 今後の取組事項の冒頭に、国民の健康や環境を守るという視点に立って、化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの削減を図るとともに、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることについて記載を追加した。</p>
<p>予防原則について、「未解明の問題への対応」に記載されている部分に記載されているように見えるが、調査・研究に関するものである。ライフサイクル全般において、予防原則に基づく規制を行うことを記載すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3章2. 今後の取組事項の冒頭に、予防的取組方法に留意しつつ、化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの削減を図るとの記載を追加した。</p>
<p>明確な到達目標やそれに至る道筋や具体的方策がなく、「国内実施計画」とするには無理がある。強いていえば「国内実施戦略」ではなからうか。さらに戦略としても現状の課題等が十分明示されておらず、個々の対応や取組の必要性に対する説得性に欠ける。本文書を少しでも意味あるものとするのであれば、ここであげている具体的な取組事項(第3章2.)の中で特に核心ともいえる「ライフサイクル全体のリスクの削減」だけでも、より詳細な目標と計画を付け加えることを期待する。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2. における取組状況と今後の課題について、記載内容を充実させた。また、WSSD目標の達成に向けた本計画の実施状況の点検については、2015年に開催予定の国際化学物質管理会議第4回会合に先だてて行うこととし、その旨明記した。</p>
第1章及び2章全体についての御意見	
<p>製品中の物質、表示等について、情報が末端の消費者まで行かない現状がある。これについて、第3章につながるよう、第1章または第2章で問題提起しておくべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章2.(3)の今後の課題について、記載を追加した。</p>
<p>「今後の課題」をもう少し具体的にきちんと書くべきである。また、国が課題として認識していることとその他各主体が課題として認識していることにはギャップがあることも明記しておくべきである。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】</p>	<p>御意見を踏まえ、第2章2. に掲げているそれぞれの項目における今後の課題にそれぞれ具体的な記述を追加した。また、課題解決のための我が国の取組方針を明確にするため、第3章2. の冒頭に記載を追加した。</p>
<p>今後の課題について、「一層加速化する」「一層効率的、効果的に運用していく」「一層推進する」など、現在の取組をそのまま延長していくような表現となっているが、第3章における「国内実施計画の戦略」につながる問題意識を記載すべきである。少なくとも、現在、政府として十分に対策が取られていないことを認識している問題については、具体的に明記すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第2章2. の今後の課題に具体的な記述を追加した。また、課題解決のための我が国の取組方針を明確にするため、第3章2. の冒頭に記載を追加した。</p>

第1章 はじめに

1. 国内実施計画策定までの経緯

2. 計画策定の手続

(1) 関係者の参加

(2) 国内における関連計画

3. 本国内実施計画の対象について

4. 本国内実施計画の構成について

SAICM国内実施計画の位置づけが不明である。記載内容の検討にあたっては、どのように捉えるか明確にすべきではないか。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】	御意見を踏まえ、第1章の冒頭にSAICM国内実施計画の位置づけについて記載を追加した。
SAICM国内実施計画は、SAICMを軸に対応が展開すると認識しているが、管理を一元化し同調するのか、あるいは不足しているものを補うのかを確認したい。つまり、基軸と重点をどこに置くかを確認したいということである。【日本化学エネルギー産業労働組合連合会】	SAICM国内実施計画については、世界行動計画の行動項目を踏まえ、化学物質管理に関して我が国として重要と考えられる施策を盛り込んだものとしたい。具体的には、環境分野については第四次環境基本計画や「化学物質と環境に関する政策対話」における議論など、その他の分野については当該分野における検討や「化学物質と環境に関する政策対話」における議論などを踏まえて策定することとする。
SAICM国内実施計画の狙いは、これをICCMの場で説明することなのか、あるいはアジアに日本のモデルを展開することなのか確認したい。また、今後、化学物質管理については、電池の安全性などが問題になることも予想されており、廃棄物のリサイクルの問題等新たな課題もあるということを確認し、その対応をどのようにするか記載しておくべきではないか。e-wasteについて、どこまで踏み込むのか。【一般社団法人日本自動車工業会(トヨタ自動車株式会社)】	本計画は第1章に記載のとおり、本計画はいわば包括的な化学物質管理にかかる今後の実施計画と位置づけており、国内外への周知及びICCM3での報告を行うことを目的としたい。また化学物質を含む製品のリサイクル又は廃棄段階等に係る取組については、第3章2.(2)に記載した。e-wasteについては、第3章(6)にも位置づけているが、これについてはこれまでの取組を引き続き推進するとともに、ICCM3等における国際的な議論等を踏まえつつ、必要に応じて、さらなる取組を検討することとする。
SAICMの位置づけが分かりにくい。ポンチ絵など一枚紙で分かりやすくなるとよいのではないか。【東京工業大学 村山教授(座長)】	御意見を踏まえ、SAICM国内実施計画に係る概要図を第1章3.へ追加した。
化学物質管理基本法があれば基本法に基づく基本計画が作成されるだろうが、それが不在の現在、この政策対話が、唯一、化学物質に係る統合的な課題を取り扱う場だと認識している。したがって、国外へのアピールのみならず、国内でも最高レベルの戦略的な位置付けでもって議論をすべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】	御意見を踏まえ、第1章及び第3章2.の冒頭に化学物質に係る我が国の取組方針についての記述を追加した。
今後の課題をもうすこし具体的にきちんと書くべきである。また、国が課題として認識していることとその他各主体が課題として認識していることにはギャップがあることも明記しておくべきである。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】	御意見を踏まえ、第2章の今後の課題についての書き振りを充実させた。

第2章 我が国の状況

1. 化学物質管理のための法令、法規制以外の仕組み等

(1) 化学物質管理のための主な法令

第2章2.(2)「リスクの管理」におけるシックハウス対策及び第2章1.(1)「化学物質管理のための主な法令」の個別法令だが、リスク管理面で重要なシックハウスに関する指針値が建築基準法で規定されているのに、その法令の記載がない理由を確認したい。付属資料3「我が国の化学物質管理のための法令等の仕組み並びに関連主体及びその活動」の図1-1「我が国の主な化学物質関連関係法体系」には、建築基準法が網羅されているのに、その法令の記載がないのは奇異に感じる。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】	御意見を踏まえ、建築基準法について、SAICM国内実施計画の本文及び付属資料に記載することとした。
化学物質管理に関しては、運搬過程も問題になることもあり、その記載を検討願いたい。【厚生労働省労働基準局】	御意見を踏まえ、消防法について、付属資料に記載することとした。
関連法令は、第2章1.(1)の関連法令は、あくまでも代表的な例と伺っている。併せて、関連法令の整理を付属資料3の表1「化学物質管理に対応する法律(成立順)」で実施すると伺っているので、その方向でもう少し整理してはと考える。【横浜国立大学 亀屋准教授】	御意見を踏まえ、SAICM国内実施計画本文及び付属資料3図1に記載された法令を原則記載することとした。
シックハウス対策のために建物等に関して使用される化学物質を規制するという観点では重要であり、建築基準法も記載すべきである。【オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク】 リスク管理に係る諸法令の中に建築基準法を加えるべきである【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】	御意見を踏まえ、建築基準法について、SAICM国内実施計画の本文及び付属資料に記載することとした。

(2) 国際協定への対応

(3) 国以外の主体による関連の取組の例

第1回政策対話で大阪府のメンバーが指摘した緊急時の対応が、第1章及び第2章には反映されていない。また、地方自治体の取組については、このような記載内容では足りないのではないかと。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】	御意見を踏まえ、第2章1.(3)において、災害時における化学物質のリスク低減を目的とした地方公共団体の取組について記載した。
---	--

2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題

「その結果に基づきできる限りリスクを低減し」について、「できる限り」という用語の範囲が広すぎて、捉える主体ごとに異なるので、鮮明な表現にすべきである。【日本生活協同組合連合会】	リスクを「できる限り」低減することは化学物質対策を行う上で重要であると認識しており、第四次環境基本計画と同様の書き振りとしたい。
--	--

(1) リスクの評価

基準値設定やリスク評価に関し、このような記載ぶりではどこまで進んでいるのかレベル感が分かりにくい。【日本生活協同組合連合会】	本計画全体の分量と記載事項に鑑み、取組内容の詳細については本計画には記載せず、参考資料等に記載し、参照できるようにしたい。
家庭用品及び農薬使用に関し、主体者である農業者の視点を欠いている。そこで、どのように管理されているか記載すべきではないか。【日本生活協同組合連合会】	御意見を踏まえ、第2章2.(2)に農薬に関する取組について記載を追加した。
「今後の課題」の中で、日本の技術力をアピールする書き振りにすべきである。ナノマテリアルやエコチル調査も記載されているが、このような視点からの記載内容の検討も必要ではないか。【一般社団法人日本化学工業協会(住友化学株式会社)】	御意見を踏まえ、第2章2.(1)及び(4)の今後の課題について、記載内容を充実させた。

(2) リスクの管理

SAICM国内実施計画をICCMで日本から報告するのであれば、化審法の改正で化学物質管理のプラットフォームが変更されたことを最初を書くべきである。【一般社団法人日本自動車工業会(トヨタ自動車株式会社)】	御意見を踏まえ、第2章2.の冒頭にSAICMに沿った我が国の取組についての記載を追加した。
「特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による排出規制を講じている。」と記載されている。その次に水質汚濁防止法の改正内容が記載されているが、大気汚染防止法の対応は記載されていない。P20の下から3つ目の「最近の大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策の見直し」が紹介されているので、この部分(大気汚染防止法に基づく…整理した。)をここに移した方が良いと考える。【大阪府】	御意見を踏まえつつ、記載内容及び記載箇所を整理した。

(3) 安全・安心の一層の確保

「(3)安全・安心の一層の確保」の(今後の課題)に「リスクコミュニケーションの一層の推進」とあるが、第3章では情報の提供が中心になっており、現状と変わらない内容である。もう少し踏み込んだ内容を書くべきである。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】	御意見を踏まえ、第3章2.(4)に化学物質アドバイザーの活用等により、地域におけるリスクコミュニケーションを促進する旨の記載を追加した。
---	--

(4) 国際的な課題への対応

国際的な課題への対応について、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(通称シップリサイクル条約)」は、ここに記載しないのか確認したい。【電機・電子4団体】	シップリサイクル条約については、船舶に利用される化学物質の管理や船舶の3Rの推進など、特定の分野に係る条約であるため、本計画には特記しない整理としたい。なお、現行の案文では、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約等に基づき所要の措置が講じられてきていると整理しており、シップリサイクル条約の内容についてもこの中に含まれている。
日本の事業者はREACHやRoHSなどへの対応をすでに始めている。アジアにおいても、欧州の規制を取り入れている企業がある。このような状況に鑑み、記載内容を適正化する必要があるか確認すべきである。【主婦連合会】	第2章2.(4)におけるアジアとの連携等についての記載振りを変更した。

第3章 具体的な施策の展開 国内実施計画の戦略

1. 基本的考え方

(1) 目標

<p>SAICMを国の化学物質管理にどのように適用するのか、あるいはその結果として何がレベルアップするのか(したのか)が分かりにくい。このような観点での特徴が書き込まれていないのではないかと。第1章1.「国内実施計画策定までの経緯」にある化審法の改正、PRTR制度見直し、ICCM_AP地域代表などがこの国内実施計画の特徴だとするのであれば、そこに焦点をおいて改正の結果などの期待される効果などを明確にしておくべきである。【大阪府】</p>	<p>御意見を踏まえ、SAICMに沿った我が国の化学物質対策について、第2章の冒頭に具体的な記述を追加した。</p>
<p>3省による共管体制の弊害や法体系の穴、改正による煩雑さなどが課題である。包括的な化学物質対策が確立できるよう、一元的な化学物質管理ができるような体制及び法体系への見直しを進める必要がある。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>包括的な化学物質管理の推進は重要と認識しているが、本計画は行政的に実施できる範囲で策定している。</p>
<p>「WSSD2020年目標の達成」こそがSAICM国内実施計画全体の包括的な目標であり、「『包括的な化学物質対策』の確立と推進」以下の個別目標と並列にするのは適切ではない。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.の冒頭において、WSSD2020年目標の達成に向けて化学物質対策に取り組むとの方向性を明確に記載した。なお、本計画の目標については、第四次環境基本計画の目標を踏まえつつ設定した。</p>
<p>本計画をいかに活用するのかが記されていない。策定した後、点検までの期間、ただ眠らせておくだけではあまり意味がない。第3章の後か、あるいは第4章のタイトルを変え、活用の方策を加筆すべきである。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】</p>	<p>本計画については、準備会での御議論を踏まえ、包括的な化学物質管理にかかる今後の実施計画との位置づけを第1章冒頭に明確化した。また、第3章2.の冒頭において、WSSD2020年目標の達成に向けて化学物質対策に取り組む方向性を明確に記載した。</p>

(2) 主体間の連携

<p>農業者という主体が入っていない。「化学物質と環境に関する政策対話」のメンバーに入れてもよいのではないかと。【日本生活協同組合連合会】</p> <p>主体として農業者を入れるべきである。【オース条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章1.(2)に主体としての農業者について記載を追加した。</p>
<p>主体としての「国民」については、特に今後、化学物質対策を検討する上で重要となる消費者や子どもも特定して記載すべきである。【オース条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章1.(2)主体間の連携 において、国民に、消費者として期待される役割を明示的に記載することとした。また、子どもについては、取組を実施する上で配慮されるべき対象となるため、第3章2.具体的な取組事項において、脆弱な集団に含まれるものとして記載を追加することとした。</p>

第3章全体に関するご意見

<p>いろいろな主体が参加し、行動を作り上げていくことがSAICMの特徴であるが、これからの行動や中身については、民間が前に出るべきである。例えば、工場中での取組(労使間の調整、工程管理等)等を伝えるようにすることが重要である。これは、WSSDの精神にも近いと認識している。つまり、SAICM国内実施計画では、民間の事例を踏まえて発信することが重要である。【日本化学エネルギー産業労働組合連合会】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章1.(3)に製品の製造工程における化学物質の排出量削減に係る取組についての記載を追加した。</p>
<p>民間の事例を取り上げるべきである。大阪府ではPRTR制度に基づきVOCの低減を確認し、併せて有害物質のモニタリング調査も行っているが、これら2つの情報をセットとして環境状況を示すまでには至っていない。化学物質に関してはいろいろな情報があり、それを横並びで眺めその結果を関係者に知らしめることが重要である。【大阪府】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章1.(3)に製品の製造工程における化学物質の排出量削減に係る取組についての記載を追加した。</p>

2. 具体的な取組事項

<p>全般について、2020年目標に対する各省庁の取組をもう少し具体的に書き込んでほしい。とくに、消費者製品、室内環境対策、化学物質過敏症に関する取り組みが不足している。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、家庭用品について第3章2.(2)に、化学物質過敏症については第3章2.(3)に記載を追加した。また、室内空気汚染対策については、第3章2.(6)に今後の課題として記載している。</p>
<p>化学物質政策は、製造と使用を中心とする個別法による規制を基本としている。しかしながら、消費者は、複合ばく露を受けているので、その立場に立って規制を考えるべきである。また、その規制には隙間があるので、ここの対応を重点的に考えていただきたい。例えば、日本における農薬散布の場合、農地と住宅地がゾーニングされている訳ではないので、消費者のばく露とともに市民のばく露についても考えてもらいたい。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p> <p>研究ではなく、政策としてきちんと対応していただきたい。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3章2.の冒頭に、国民の健康や環境を守るという視点に立って、化学物質のライフサイクル全体を通じたりスクの削減を図るとともに、包括的な化学物質対策の確立と推進を図るとの記載を追加した。</p>

(1) 科学的なリスク評価の推進

<p>農薬については、生活環境中における使用・散布についても対策がなされるべきである。「リスク評価に基づき、農薬使用者の安全を確保するための措置を講じる」とあるが、農薬使用者だけではなく、近隣住民等農薬にばく露する可能性がある者の安全を確保するための措置も含めるべきである。特に、過度な農薬の散布や空中散布は法的に規制すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(2)に住宅地等における農薬の使用に係る取組に関する記載を追加した。</p>
<p>最初の段落の「具体的には以下のとおり。」以降の構成が分かりづらい。まず化審法によるリスク評価、農薬取締法によるリスク評価、労働安全衛生法によるリスク評価、初期的なリスク評価で並べ、それらに対する手法としてモニタリング、QSARの段落を並べ、最後に環境目標等の段落とする方が、整理が良いのではないか。【大阪府】</p>	<p>御指摘どおり、記載内容を整理した。</p>
<p>化審法のリスク評価について「著しくリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じる」とある。複数の地域でなく単一の地域でリスクがある物質についても製造・輸入量やリスク評価結果を公表するなどにより情報の開示を行い、地方自治体が個別地域のリスクについて対策を検討できるようにすべきであり、その旨を実施計画に記載すべきである。【大阪府】</p>	<p>御意見については、化審法の関係省で共有することとし、今後の検討の参考とさせていただきたい。</p>

(2) ライフサイクル全体のリスクの削減

<p>農薬については、生活環境中における使用・散布についても対策がなされるべきである。「リスク評価に基づき、農薬使用者の安全を確保するための措置を講じる」とあるが、農薬使用者だけではなく、近隣住民等農薬にばく露する可能性がある者の安全を確保するための措置も含めるべきである。特に、過度な農薬の散布や空中散布は法的に規制すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】(再掲)</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(2)に住宅地等における農薬の使用に係る取組に関する記載を追加した。(再掲)</p>
<p>家庭用品の記載については、「家庭用品規制法に基づく規制等を適切に行う」という記載のみで、今後の具体的な内容がまったくないため、「国内実施計画の戦略」とは言えない。家庭用品規制法の対象物質を拡大する等の記載をすべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(2)に家庭用品に係る取組に関する記載を追加した。</p>

<p>家庭用品の製造・輸入・販売については、現行のリスク評価・リスク管理の体系は不十分である。数千～数万種もある化学物質の中で家庭用品規制法の規制対象物質はわずか20物質にすぎず、これでは余りにも不十分である。家庭用品中の有害化学物質の規制の戦略(どのような有害性を対象とするか、事前のチェック体制をどうするか、子どもや感受性の高い人々への配慮をどのような方法で行うか、消費者への情報伝達をどのように行うかなど)を立てて、新たな枠組みを再構築する必要がある。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>家庭用品規制法における物質指定の原則については、第3章2.(2)に追加した記載のとおりである。</p>
<p>農薬については、水生動植物への被害のみならず、ハチ、トンボ、チョウなどの陸生生物への影響についても審査対象とするべきである。また、人の健康影響に関しても、神経毒性や子どもの発達への影響についてリスク評価する仕組みを導入する必要がある。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御意見については、第3章2.(6)今後検討すべき課題に記載した。</p>
<p>「関係法令・制度・施策間で有機的な連携を確保しつつ、」との記載について、ライフサイクル全体でリスクの低減を図る場合、この点は重要であるので、具体的な取組事例を書き込むべきと考える。【大阪府】</p>	<p>御指摘の点について具体的な事例として、第3章2.(4)において、PRTR制度により得られるデータ等を用いて、化学物質の管理状況を継続的に検証・評価し、地方公共団体及び関係団体等との連携のもと、化学物質対策を推進していくとの取組を記載している。</p>
<p>PRTRデータについて、公表、開示以外にも、各種の経済指標等を使った解析などを行い、その結果の公表・提供などを通じて自主的な排出削減が一層促進されるよう取り組むべきと考える。【大阪府】</p>	<p>御意見については、化管法を所管する関係省で共有することとし、今後の検討の参考とさせていただきたい。</p>
<p>「その他の非意図的生成物質」についてイメージがつかみにくいので、具体的な例を記載した方が良いと考える。【大阪府】</p>	<p>御意見を踏まえ、関連箇所の記述を充実した。</p>
<p>事故時、災害時に被害を最小化する未然防止の観点が欠けているので、最初にその点を記載すべき。【大阪府】</p>	<p>御指摘の点については、第3章2.(2)の化学物質に係る事故時・災害時等の対応に関する記載の部分に追加した。</p>
<p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法に、報告の義務や違反の是正、再発防止等の規定があるので、そのことを最初の・に記載すべき(次の・では、「報告が義務付けられている。」と記載されている。)【大阪府】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(2)の記載内容を充実した。</p>
<p>地方公共団体が対応した事件事例等に関する「情報の共有等の進め方について、必要性を地方公共団体と連携しつつ検討する。」とあるが、「情報の共有等を地方公共団体と連携しつつ検討する。」に修正してはどうか。【大阪府】</p>	<p>御意見を参考にしつつ、記載を変更した。</p>

<p>「未解明の問題への対応」に関し、記載があるのは進行中の問題である。研究課題として取り上げられているのではないか。それであれば、未解明であり特に対応が必要な問題などとタイトルの付け方を工夫してはいかかが。【公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 村田】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(3)の冒頭において、本計画に記載されている取組事項が特に取り組むことが必要な問題であることについて追記した。</p>
<p>エコチル調査に関し、SAICMが目的とする子どもやハイリスクグループへの対応を踏まえると、未解明な問題への対応の中でこのような書きぶりでは不十分である。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(3)の冒頭に対応の必要性について追記した。</p>
<p>「複数の化学物質が同時に」という部分だが、食品や医薬品にも言えることなので、SAICMはカバーしていないが、SAICM国内実施計画としての整理をしておくべきである。【日本生活協同組合連合会】</p>	<p>SAICMの対象範囲外であるため、本計画においては、食品中の化学物質や医薬品は対象としない整理としている。</p>
<p>日本でもナノマテリアルの研究や評価が行われている。現在、行われている評価結果の目途や時期について記載できないか。【主婦連合会】</p>	<p>現状では、評価結果の目途や時期を明記することは困難と考えている。なお、ナノマテリアルの研究に関してはOECD等で検討が進められており、我が国としてもこうした取組に積極的に参加して、人や環境への影響の解明に努めていく所存。</p>
<p>予防的取組の考え方に立った「未解明の問題への対応」には、影響の評価、調査研究しか含まれていない。特に子どもの健康や生態系を守るために、予防原則に立った措置を講ずることを明記すべきである。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.の冒頭に、予防的取組方法に留意しつつ、国民の健康や環境を守るという視点に立って、また、脆弱な集団の健康や、影響を受けやすい環境に対する悪影響を防止するとのSAICMの考え方を踏まえ、リスクの低減を図るとの記載を追加した。</p>

(4) 安全・安心の一層の増進

<p>「安全・安心の一層の増進」に記載のあるリスクコミュニケーションは、全ての主体でリスクを最小にするために不可欠な要素であるので、「化学物質のリスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備に努める」という表現で、リスクに関する情報を整備し、リスクコミュニケーションでいかに分かってもらおうかということを強調していただきたい。【一般社団法人日本化学工業協会】</p> <p>リスクコミュニケーションは、これまでに円卓会議の場でも議論してきたが、コミュニケーションに参加していない人の誤解もあるので、リスクコミュニケーションの情報の整備という書きぶりは必要である。【主婦連合会】</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり書き振りを変更した。 【第3章2.(4)】</p> <ul style="list-style-type: none">化学物質に関する関係者間の相互理解を一層促進するため、化学物質のリスクに関する情報を整備し、これを用いて、化学物質についての分かりやすいわかりやすい資料の作成・提供、地方公共団体へのPRTRデータ等に関する最新の情報・ツール等の提供等を行うとともに、化学物質のリスク評価を含めた化学物質に関する人材育成及び環境教育を支援・推進する。
<p>SAICM国内実施計画を国際的に報告するということを踏まえ、内閣府の調査で2/3の国民が化学物質に関し不安を抱いていることに応えて行くことが必要である。SAICM国内実施計画では、この方向性を示して行くことが重要である。分野別の対応をどこまで示し、その中で対応する中で、隙間があることがこの計画の記載には入っていないということに対し、リスクが見えないという観点から、リスク評価及びリスク管理を基本とする横断的な対応をすることを検討したい。【経済産業省】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.の冒頭に、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指すとの記載を追加した。</p>
<p>「(3)安全・安心の一層の確保」の(今後の課題)に「リスクコミュニケーションの一層の推進」とあるが、第3章では情報の提供が中心になっており、現状と変わらない内容である。もう少し踏み込んだ内容を書くべきである。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】(再掲)</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(4)に化学物質アドバイザーの活用等により、地域におけるリスクコミュニケーションを促進する旨の記載を追加した。(再掲)</p>
<p>情報・ツール等の提供だけではなく、企業や行政はリスクコミュニケーションの場の提供にも努める必要がある。また、リスク評価ができない化学物質のほうが多いため、「リスク評価ができていないことを、リスクコミュニケーションをしない理由にしてはならない」という主旨の内容を明記する必要がある。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(4)に化学物質アドバイザーの活用等により、地域におけるリスクコミュニケーションを促進する旨の記載を追加した。また、第3章1.(2)の主体間の連携にも行政や企業によるリスクコミュニケーションへの関与について記載している。</p>
<p>消費者用の製品の表示が多種多様過ぎることで消費者は混乱しているため、GHSによる表示を家庭用品にまで拡大する等により表示の一元化を推進し、消費者自らが化学物質による健康被害の回避のみならず、加害者になることを自覚し、他者への被害を回避するような行動変革を促す必要がある。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御意見については、第3章2.(4)に有害性情報の表示等の消費者への情報提供、製品中の化学物質に関する危険有害性情報の伝達・提供等の進め方について検討する旨記載している。</p>
<p>「毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果について取りまとめ、情報提供を行う」とことについて、現在情報提供を行っているのか、あるいはこれから行うのかを明確にすべきである。【主婦連合会】</p>	<p>御指摘の点については、現在も取組を行っているため、「引き続き情報提供を行う」と記載を変更した。</p>

<p>2ボツ目の最後から2行目に「化学物質の排出量等を継続的に検証・評価し、」と記載されている。その上、 の・ではモニタリング等を実施するとされているので、 「化学物質の排出量等をモニタリング等の結果との比較等により継続的に検証・評価し」に修正する方が良く いと考える。【大阪府】</p>	<p>御指摘の点については、以下のとおり修正すること したい。 【第3章2.(4)】 ・濃度予測モデル等の高度化、用途別排出係数の整備を進める。また、PRTR制度の対象化学物質の排出量等について、事業者による届出データの精度向上への支援や、国による届出外排出量の推計方法の精度改善に取り組むとともに、PRTR制度により得られるデータやモニタリング結果等を用いて、化学物質の管理状況を継続的に検証・評価し、地方公共団体及び関係団体等との連携のもと、化学物質対策を推進していく。</p>
--	---

(5) 国際協力・国際協調の推進

<p>光化学オキシダントの越境汚染の問題をどのように扱うかの確認がしたい。また、第1回政策対話における電気・電子4団体の指摘事項は、各国との協調の中で踏み込んで書いていただきたい。【電機・電子4団体】</p>	<p>光化学オキシダントに係る取組については、大気汚染対策として取り組んでおり、本計画では取り扱わない整理としたい。</p>
<p>事故対応については、情報の体系化が課題だと思う。防災に関するアジアへの貢献については、地方自治体や民間企業が実際取り組んできたことが、実際にアジアにも協力されているところが大きいと思うため、化学物質による事故の減災・防災等に関する国際協力等、自治体や産業界などが取組を行えるというような記載を追加すべき。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御指摘の点については、化学物質の事故に特化した最近の取組が把握できなかったため、記載しないこと としたい。</p>

(6) 今後検討すべき課題

<p>農薬やVOCのうち有害物質については、領域ごとにリスク管理はされているが、それでは隙間があるので、リスク管理のあり方の所で、関係当局の連携や共通の規制をかけることを記載すべきである。つまり、薬剤の性質に応じた横断的な取組が必要であるということ を強調してもらいたい。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3章2.の冒頭に関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進するとの記載を 追加した。</p>
<p>住宅と学校における化学物質の規制に関し統一性がない。建材と家具も然り。点検が必要である。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御意見については、関係府省で共有することとし、今後の検討の参考とさせていただきたい。なお、いわゆる「シックハウス問題」については、第3章2.(6)に記載を 追加した。</p>
<p>「シックハウス問題」については、家具等に使用される化学物質による室内空気汚染についても調査、検討すべきである。また、対策にあたっては複数の省庁の連携が不可欠であることから、省庁間の連携の具体的 枠組み(例えば、「シックハウス問題省庁間連絡会議」の設置など)を検討すべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>家具等の家庭用品から放散される化学物質は、実態調査の対象としている。また、シックハウス関係省庁連絡会議は平成12年から設置している。</p>
<p>生活環境中で使用される殺生物剤(シロアリ駆除剤を含む)について、製造、販売、使用に関する規制を導入すべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>生活環境中で使用される殺生物剤については、室内空気汚染対策において検討すること としたい。</p>

<p>化学物質に対する感受性の高い人々に対する対策のあり方について調査研究を行い、例えば、これらの人々が低額で医療機関を受診できるようにする、公共施設・公共交通等において化学物質を削減した空間（ケミカルフリーゾーン）を確保する、化学物質を削減した学校（校舎）や住宅を整備するなどの対策の導入を検討すべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2.(3)に微量な化学物質による健康影響に係る取組についての記載を追加した。</p>
--	--

第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

<p>SAICM国内実施計画の目標年について、中期的な期限であれば、より具体的な行動を書くべきである。例えば、第3章2.(2)「ライフサイクル全体のリスクの削減」に記載の家庭用品に関する規制については、現在の20物質を抜本的に見なおさない限り、適切な管理はできないと認識している。重点分野を、例えばシロアリ駆除剤などに絞込み、そのなかで優先的な対応を検討すべきである。課題を認識し、どのように対応していくかを示すべきである。【ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議】</p>	<p>御意見を踏まえ、本計画の実施状況の点検について、2015年に開催予定の国際化学物質管理会議第4回会合に先だて行うこととし、第4章に明記した。</p>
<p>年限等の表現が曖昧である。もっと具体的な行動を書くべきではないか。【オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク】</p> <p>一年ごとの評価は必ずしも有効ではないが、どこまで進んだかを確認する手段は検討しておくべきである。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、本計画の実施状況の点検について、2015年に開催予定の国際化学物質管理会議第4回会合に先だて行うこととし、第4章に明記した。</p>
<p>SAICM国内実施計画の優先順位づけが見えにくい。かかる優先順位決定の原則を出してもらいたい。計画が曖昧であれば、評価でその部分を補って対応することも可能である。評価手法や指標は何なのかということ課題としてつめて行くことを見えるようにしてはいかか。【NPO法人有害化学物質削減ネットワーク】</p>	<p>御意見を踏まえ、本計画における今後検討すべき課題については、第3章2(6)において、「緊急性・社会的必要性と実施可能性の両面を考慮しながら、(中略)優先度を付けながら検討し、実施に移していく」という記載を追加した。</p>

その他の御意見

<p>ヘキサメチレンテトラミンの事件に対する国内実施計画を基にした対応は、どうなるのか。分かるのであれば、ご教示をお願いしたい。特に、上水はSAICMの対象なのか、否か、また、浄水場での2次反応を考慮したリスク評価はどの法令又は施策で対応することになるのか。</p> <p>また、対応することができるのなら、この実施計画に記載すべきと考える。【大阪府】</p>	<p>ヘキサメチレンテトラミンへの対応については、現在、水質汚濁防止法及び廃棄物処理法担当部局において検討を行っているところであり、現時点で講じる施策について固まっていないため、現段階で記載することは難しい。なお、上水についてはSAICMの対象外と整理している。</p>
--	---